

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

事務局
学校
幼稚園
教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

第1条本文中「，所長」を削る。

第3条第2項中「課長」の右に「，学校事務支援室長」を加え，「，白河総合支援学校分校開設準備室長，情報化推進総合センター所長」を削り，同条第10項中「含む。）」の右に「，学校事務支援室長」を加え，同条第11項中「又は白河総合支援学校分校開設準備室長」を削り，同条中第12項を削り，第13項を第12項とし，第14項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

別表課長（体育健康教育室の保健安全課長等，生涯学習部の生涯学習推進課長等，総合教育センター学校統合推進室計画課長及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。），課相当の室の室長，情報化推進総合センター所長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長の項中「，情報化推進総合センター所長」を削り，同項中第11号を第12号とし，第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第7号の次に次の1号を加える。

(8) ホームページの作成に関すること。

別表担当課長の項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。

別表調査課長の項第4号中「の制度」を「に係る制度」に改める。

別表教職員給与課長の項を削る。

別表教職員人事課長の項の次に次の1項を加える。

学校事務支援室 | (1) 学校及び幼稚園に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の給与及 |

長	び福利厚生に関すること。 (2) 教職員の制服及び被服の貸与に関すること。 (3) 学校事務員，管理用務員，養護職員及び給食調理員の職員証及び職員き章に関すること。 (4) 学校文書の取扱いに関すること（学校文書に係る制度に関することを除く。） (5) 学校事務の手引に関すること。
---	---

別表教育環境整備室長の項第1号中「学校施設の7日」を「学校施設（京都市立学校施設使用規則第2条に規定する別に定める学校の施設（以下「閉校施設」という。）を除く。以下この号及び校長及び園長の項において同じ。）の7日」に改める。

別表情報化推進総合センター所長の項を削る。

別表体育健康教育室の保健安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等の項中第11号を第12号とし，第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第7号の次に次の1号を加える。

(8) ホームページの作成に関すること。

別表総合教育センター所長の項第1号中「教職員」の右に「（学校事務職員を除く。）」を加える。

別表総合教育センターカリキュラム開発支援センター長の項の次に次の1項を加える。

総合教育センター学校統合推進室長	(1) 閉校施設の7日以内の目的外使用許可及び電柱，水道管，ガス管等に係る閉校施設の目的外使用許可に関すること。
------------------	--

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項中第13号を第14号とし，第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ，第9号の次に次の1号を加える。

(10) ホームページの作成に関すること。

別表校長及び園長の項に次の1号を加える。

(8) ホームページの作成に関すること。

附 則

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）